

秋田県労働委員会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年九月六日

秋田県労働委員会会長 湊

貴美男

秋田県労働委員会規則第一号

秋田県労働委員会運営規則の一部を改正する規則

秋田県労働委員会運営規則（平成十七年秋田県労働委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「三月三十一日」を「六月三十日」に、「前年」を「前年度」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。